

令和6年7月15日

国民民主党愛知県総支部連合会

代表 古川 元久 様

愛知県社会保険労務士政治連盟

会長 富田 謙



愛知県社会保険労務士会 要望書

社会保険労務士は、昭和43年に制度発足以来、労働社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者として、企業の円滑な労使関係の構築、労働環境の改善、さらには労働関係紛争の未然防止など、様々な形で社会に貢献してまいりました。現在、全国47都道府県社会保険労務士会の会員数は、令和6年3月31日現在で、4万5,386人(愛知県社会保険労務士会会員数2,917人)となっております。

つきましては、労務管理及び労働社会保険に関する諸法令を取扱う専門家として、下記のとおり要望申し上げます。

記

【国の施策への要望、提言】

1 労働・社会政策・公的支援全般に対する社会保険労務士の活用について

コロナ後の経済回復や継続的な賃上げのためには、従前の「働き方改革」を加速させ、人材の育成・雇用の安定・生産性の向上を図る必要があります。しかしながら、大企業がその豊富な資力にて先行する一方、中小零細企業においては思うように改革が進まず、逆に人手不足が深刻化している状況にあります。これを是正するためには、労使双方に対して相談窓口の設置や事業者への個別指導等の継続的な公的支援が必要であると考えます。また、「孤独・孤立対策支援」など新たな課題への取り組みも必要となってきています。社会保険労務士は、これまで労使双方に対する相談、指導を行ってきた蓄積があります。国の労働・社会政策・公的支援全般につきまして、社会保険労務士の活用をお願いいたします。

2 各種手続きのデジタル化への対応について

行政に対する各種手続きのデジタル化はますます進んでいきます。しかし、国民の情報保全の観点から、クラウド方式の導入に関しては国の関与を堅持することを強く要望します。また、労働・社会保険関連のデータ入力や情報管理に関しては、そのすべてを民間企業任せにすることによる労務管理の質の低下が危惧されています。ぜひとも長期的視野に立った労務管理を特長とする社会保険労務士の関与を確保するとともに、労務監査の法制化、または一定規模の事業所への労務監査の義務化等、事業所の状況を継続的に把握できる新たな仕組みの導入を要望します。

【愛知県、名古屋市の施策への要望、提言】

1 公契約における労働条件審査の導入について

愛知県公契約条例では、「一定の労働条件を満たす公契約について、労働者等の適正な労働条件の確保と労働環境の整備が図られていることを確認するために必要な措置をとる」としています。しかし、対象事業者の自己申告ベースでの対応では労働条件の確保は不十分であるという意見が有識者からも指摘されているところです。自治体における費用対効果や企業への改善提案等も考慮し、公契約時には社会保険労務士による労働条件審査を併用するよう推奨をお願いいたします。

現在、全国各地における社会保険労務士会の審査実施にかかる中央省庁・自治体・団体は約40団体、審査対象事業所数は約435事業所です。愛知県においては、平成26年度から令和5年度まで岡崎市で、令和4年度から蒲郡市で労働条件審査を実施しています。

2 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定について

地震、津波、豪雨その他による大規模な災害が発生した場合の被災者等からの労働社会保険等の相談に関し、事前に自治体と愛知県社会保険労務士会が協定を締結することによって、被災者の生活基盤の確保および被災企業の事業の安定を図るべく、相談および支援等の体制を提供できるものと考えます。ぜひ、より多くの自治体と大規模災害協定を締結できますよう、お力添えをお願いいたします。

現在、名古屋市、一宮市、春日井市、常滑市、半田市、長久手市、小牧市、南知多町、稲沢市、津島市、愛西市、日進市、大府市、豊橋市、蒲郡市、みよし市、豊川市、犬山市、武豊町、豊明市、尾張旭市、岡崎市、大口町の23市町村との間で協定を締結しております。

3 労働教育について

愛知県社会保険労務士会は、社会貢献事業の一環としてワークルールの出前授業を毎年6千名の若年層に施しています。これからの労働社会保険制度を支える世代に対し、「働くこと」や「社会全体で支えあうこと」の意義を伝えることは大変重要であります。これらの活動は現状においては教材も含めて社会保険労務士会の持ち出しにて実施されていますが、現財政規模ではこれ以上の充実が難しくなっております。そのため、対象となる自治体には財政面での支援をお願いさせていただいておりますので、ぜひお力添えをいただきますようお願いいたします。

4 「働き方改革」について

「働き方改革」につきましては、厚生労働省のみならず自治体レベルにおいても相談窓口の設置、事業所の改善支援等が進められています。労働者の福祉と事業の健全な発展に資する「働き方改革」とするため、社会保険労務士のこれまで蓄積してきた知見、経験などを活用することで、より円滑な実施を可能とすることができるものと思料されます。今後、自治体の施策における「働き方改革」に関わるあらゆる場面で社会保険労務士を活用していただきますよう、ぜひお力添えをお願いいたします。

5 各種委員会・審議会における「有識者」としての社会保険労務士の活用について

社会保険労務士には実務と並行して研究活動を行う者も増えております。実務感覚と学識の双方を有する社会保険労務士は、各自治体における各種委員会・審議会においてその知見が大きく活用できると考えております。すでに、豊川市公契約条例審議会や愛知県男女共同参画審議会においては社会保険労務士が委員として活動しています。各種委員会・審議会における委員として、ぜひとも社会保険労務士を推薦していただきますようお願いいたします。

6 がん患者就労支援について

がん患者の約3人に1人は20歳から64歳までの就労可能年齢であり、がん治療と並行して労働環境を整えていくことが極めて重要な課題であります。治療と就労との両立支援、復職支援・再就職支援、そのための相談窓口の設置、助成金等を活用した中小企業における休職制度導入支援など、社会保険労務士としてがん患者の雇用に関する支援が必須となっています。愛知県社会保険労務士会では、がん診療拠点病院等内のがん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、就労と治療を両立させるべく、病气(治療)と仕事の双方の状況を確認し情報の整理をしながら、患者に寄り添い一緒に考える相談業務を実施しております。社会保険労務士がより多くの病院にてより多数の患者を支援できる機会をいただきますよう、強くお力添えをお願いいたします。

なお、現在は、県内がん診療拠点病院19病院(愛知県知事指定病院5、厚生労働大臣指定病院14)にて相談業務を実施しております。また、本事業は、がんだけでなく難病やうつ病等精神的な病气、慢性疾患と付き合いながら生きる患者の就労支援、広範な人材活用に発展し得るものと考えております。

7 一般社団法人社労士成年後見センター愛知について

愛知県社会保険労務士会では、「一般社団法人社労士成年後見センター愛知」を平成26年に設立しております。公的年金等の知見を活用した成年後見の実施につきまして、各自治体への積極的なお声掛けをお願いいたします。

以上